

協議 7 号

長野市立博物館条例施行規則の一部を改正する規則（案）要綱

教育委員会博物館

事 項	説 明
1 改正の理由	長野市立博物館条例の一部改正に伴い、改正するもの
2 改正の内容	ミューゼ蔵に関する規定を除く（第 4 条、第 7 条、第 9 条関係）。
3 施 行 期 日	令和 4 年 2 月 1 日から施行する。
4 審 議 状 況	(1) 総 務 部 庶 務 課 と の 協 議 1 1 月 4 日 (2) 教育委員会法規審査会の決定 1 2 月 2 2 日

長野市立博物館条例施行規則の一部を改正する規則（案）

長野市立博物館条例施行規則（昭和56年長野市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「、有島生馬記念館及びミュゼ蔵」を「及び有島生馬記念館」に改める。

第7条中「（ミュゼ蔵にあつては、午前10時から午後6時まで）」を削る。

第9条中「、信州新町美術館第一展示室又はミュゼ蔵展示室」を「又は信州新町美術館第一展示室」に改める。

附 則

この規則は、令和4年2月1日から施行する。

長野市立博物館条例施行規則 新旧対照表

改正後	改正前
○長野市立博物館条例施行規則 昭和56年 3 月31日長野市教育委員会規則第10号 (職務) 第4条 略 2・3 略 4 信州新町美術館長は、上司の命を受け、信州新町美術館、信州新町化石博物館及び有島生馬記念館（以下この項において「美術館等」という。）の館務を掌理し、所属職員を指揮監督するとともに美術館等の館務の一部を分担する。 5～7 略 (開館時間) 第7条 博物館の開館時間は、午前9時から午後4時30分までとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、これを変更するものとする。 (特別展示室等の使用許可) 第9条 長野市立博物館特別展示室又は信州新町美術館第一展示室を使用しようとする者は、あらかじめ長野市立博物館特別展示室等使用許可申請書（様式第1号）を教育委員会に提出しなければならない。	○長野市立博物館条例施行規則 昭和56年 3 月31日長野市教育委員会規則第10号 (職務) 第4条 略 2・3 略 4 信州新町美術館長は、上司の命を受け、信州新町美術館、信州新町化石博物館、<u>有島生馬記念館及びミュゼ蔵</u>（以下この項において「美術館等」という。）の館務を掌理し、所属職員を指揮監督するとともに美術館等の館務の一部を分担する。 5～7 略 (開館時間) 第7条 博物館の開館時間は、午前9時から午後4時30分まで<u>（ミュゼ蔵にあつては、午前10時から午後6時まで）</u>とする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、これを変更するものとする。 (特別展示室等の使用許可) 第9条 長野市立博物館特別展示室、<u>信州新町美術館第一展示室又はミュゼ蔵展示室</u>を使用しようとする者は、あらかじめ長野市立博物館特別展示室等使用許可申請書（様式第1号）を教育委員会に提出しなければならない。